

「民法〔債権関係〕改正（2017年6月2日公布、2020年4月1日施行）」を踏まえた  
各種預金規定等の改定について

当金庫は、2020年4月1日の民法改正を踏まえ、各種預金規定等の改定等を行います。

1. 対象となる主な預金規定等

2020年4月1日より改定予定

【各種流動性預金】

- 当座勘定規定
- 普通預金（無利息型普通預金を含む）規定
- 貯蓄預金規定（個人限定）
- 通知預金規定
- 普通預金（無利息型普通預金を含む）、貯蓄預金、通知預金共通規定

【各種定期性預金】

- 期日指定定期預金規定
- 自動継続期日指定定期預金規定
- 自由金利型定期預金規定（M型）〈スーパー定期〉
- 自動継続自由金利型定期預金規定（M型）〈スーパー定期〉
- 自由金利型定期預金規定〈大口定期預金〉
- 自動継続自由金利型定期預金規定〈大口定期預金〉
- 変動金利定期預金規定
- 自動継続変動金利定期預金規定
- 定期預金共通規定
- 期日指定定期預金・自由金利型定期預金（M型）〈スーパー定期〉・自由金利型定期預金（大口定期預金）・変動金利定期預金共通規定
- 自動継続期日指定定期預金・自動継続自由金利型定期預金（M型）〈スーパー定期〉・自動継続自由金利型定期預金（大口定期）・自動継続変動金利定期預金共通規定
- 積立定期預金規定
- 定期積金（スーパー積金）規定

【総合口座】

- 定期性総合口座取引規定

2. 主な改定内容

- (1) 成年後見人等ご本人について、補助・保佐・後見が開始された場合の取扱いについての明確化
- (2) 各種預金規定変更時の周知方法等についての明確化
- (3) 各種定期預金等について、期日前解約の取扱いについての明確化
- (4) 各種定期預金等について、住所変更等の届出をいただいていない場合のお客さまへの通知についての明確化

各項目の具体的な改定内容は以下のとおりです。

### 3. 具体的な改定内容の例示（下線部が新規・追加箇所）

#### (1) 成年後見人等ご本人について、補助・保佐・後見が開始された場合の取扱いについての明確化

【例：普通預金（無利息型普通預金を含む）、貯蓄預金、通知預金共通規定】

##### 2.（成年後見人等の届出）

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) ～ (5) 略

#### (2) 各種預金規定変更時の周知方法等についての明確化

【例：普通預金（無利息型普通預金を含む）、貯蓄預金、通知預金共通規定】

##### 11.（本規定の変更等）

- (1) この共通規定は、民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当し、この共通規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第584条の4の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- (2) 前項によるこの共通規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭掲示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

#### (3) 各種定期預金等について、期日前解約の取扱いについての明確化

【例：自由金利型定期預金規定（M型）＜スーパー定期＞】

＜非自動継続型＞

##### 2.（利息）

- (1) ～ (2) (略)
- (3) この預金を定期預金共通規定第7条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6か月複利の方法）し、この預金とともに支払います。  
ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

①～④ (略)

(4) (略)

【例：定期預金共通規定】

##### 7.（預金の解約、書替継続）

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) ～ (5) (略)

(4) 各種定期預金等について、住所変更等の届出をいただいていない場合のお客さまへの通知についての明確化

【例：定期預金共通規定】

8. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

以 上